



庁舎名
 本庁舎(共聖社108-2)
 西那須野庁舎(あたご町2-3)
 塩原庁舎(中塩原1-2)

ペットは愛情と責任を持って飼いましょう

▶問い合わせ ㊟ネイチャーポジティブ課 ☎0287(62)7142

飼育マナーを守りましょう

ペットも大切な家族です。ペットの飼い主やこれから飼い主になる人は、近隣住民に迷惑をかけないように、動物の本能や習性を十分に理解して、適正な飼育を心掛けましょう。

《ペットの習性を理解しましょう》

ただかわいがりだけが愛情ではありません。人に危害を加えたり、無駄吠えなどで周辺に迷惑をかけることがないように、きちんとしつけを行いましょ。



《放し飼いはやめましょう》

犬の飼い主は、犬を柵やおりなどの囲いの中か、固定した物に鎖などでつないで飼うように義務付けられています。猫は室内飼育をしましょう。



《排せつ物の処理を適切に行いましょう》

散歩中に犬がフンをしたときは必ず持ち帰り、オシッコの跡は水で洗い流しましょう。猫はきちんとトイレを用意して、決まった場所でさせましょう。



《飼育頭数をコントロールしましょう》

不幸な命を増やさないために、避妊・去勢手術を適切に行いましょう。市では、犬や猫の避妊・去勢手術費用の一部を助成しています。



犬の登録と狂犬病の予防接種

生後90日を過ぎた犬を飼っている人には、以下の2点が義務付けられています。

- ・犬の登録(生涯1度、新規登録3,000円/1頭)
- ・狂犬病予防接種(年1回、必ず受けさせてください)



《市の集合注射での接種》

- ▶接種料金 1頭 3,600円
- ▶その他 接種の日程と場所は、市ホームページで確認してください。



《動物病院での接種》

接種料金などは病院によって異なりますので、各病院に問い合わせてください。

《市の集合注射を利用する上での注意事項》

犬を登録している飼い主には、個別に問診票(はがき)を送付しますので、当日持参してください。

犬の首輪は、首から抜けないようにして、犬をしつかりと制御できる人が連れてきてください。

まれにアレルギー反応が起こることがあります。異常が認められた場合は、(公社)栃木県獣医師会会員の動物病院に問い合わせてください。

会場や道路などでフンをしてしまったときは、飼い主が責任を持って処理してください。

予防注射後2~3日は安静にして、激しい運動やシャンプーなどは避けてください。

(公社)栃木県獣医師会 会員の検索はこちら



クラウドファンディングでの御支援、ありがとうございました

今年度実施の「人と動物が安心して暮らせる街にしたい」犬猫の避妊・去勢で共生を叶えるプロジェクトでは、皆さんの御支援により、目標金額を達成しました。犬猫の避妊・去勢手術推進事業に、大切に活用します。

高齢者向け各種助成

高齢者を対象とした利用券の交付申請を受け付けます



▶申請開始日 3月12日(木)

▶問い合わせ ㊟高齢福祉課 ☎0287(62)7137

▶持参するもの

- タクシー券：申請者の身分証明書
- 紙おむつ・理美容券：申請者の介護保険証

※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)を併せて持参してください。

※券の枚数は申請月によって変わります。4月30日(木)までに申請した場合は、最大枚数を交付します。

※券は指定された事業所と店舗でのみ利用可能です。



※福祉・車椅子タクシー券は12ページに掲載しています。

| 券の種類 | 内容 | 対象 | 申請窓口 |
|---------------------|---|---|---|
| 高齢者外出支援タクシー利用券 | ○タクシーに乗る際に料金の代わりに利用できる券 1世帯当たり最大60枚(1枚500円分) | 在宅の70歳以上で、運転免許がないか、自動車を所有・使用しておらず、次のいずれかに該当する人 ①同居などの親族がいない人 ②同居などの親族による外出支援を受けられない人(同居の親族が週5日以上仕事をしているなど) ※就労証明書(自営業は就労申立書)が必要です。詳細は問い合わせてください。 | ・㊟1階市民室(3月17日(火)まで) ・㊟高齢福祉課(3月18日(水)から) ・㊟福祉担当 ・㊟塩原庁舎 ・㊟簿根出張所 |
| ゆータク・ゆーバス・一般路線バス利用券 | ○ゆータク・ゆーバス・路線バスに乗る際に料金の代わりに利用できる券 1世帯当たり25枚(1枚200円分) ※通常のタクシーの支払いには利用できません。 | 在宅の70歳以上で、運転免許がないか、自動車を所有・使用しておらず、次のいずれかに該当する人 ①同居などの親族がいない人 ②同居などの親族による外出支援を受けられない人(同居の親族が週5日以上仕事をしているなど) ※就労証明書(自営業は就労申立書)が必要です。詳細は問い合わせてください。 | ・㊟1階市民室(3月17日(火)まで) ・㊟高齢福祉課(3月18日(水)から) ・㊟福祉担当 ・㊟塩原庁舎 ・㊟簿根出張所 |

| 券の種類 | 内容 | 対象 | 申請窓口 |
|---------------|--|--|--|
| 在宅要介護高齢者紙おむつ券 | ○紙おむつ購入時に利用できる券 最大60枚(1枚1,000円分) ※「市指定ごみ袋支給」の申請も併せて受け付けます。 | 在宅の65歳以上で、要介護認定1以上かつ自立度判定基準が規定以上で、常時おむつが必要な人 ※原則、ケアマネージャーが申請してください。 | ・㊟高齢福祉課 ・㊟福祉担当 ・㊟塩原庁舎 ・㊟簿根出張所 |

| 券の種類 | 内容 | 対象 | 申請窓口 |
|-----------|---------------------------------|-------------------|--|
| 高齢者理美容利用券 | ○散髪の際に利用できる券 最大8枚(1枚1,000円分) | 在宅の65歳以上で要介護1以上の人 | ・㊟高齢福祉課 ・㊟福祉担当 ・㊟塩原庁舎 ・㊟簿根出張所 |